

被害認定調査・罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- | | | |
|-----------|-------|----------------------------------|
| ※各種被災者支援策 | 給付 | : 被災者生活再建支援金、義援金 等 |
| | 融資 | : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等 |
| | 減免・猶予 | : 税、保険料、公共料金 等 |
| | 現物給付 | : 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等 |

<被災から支援措置の活用までの流れ>



被害認定基準運用指針について

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

■ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和3年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

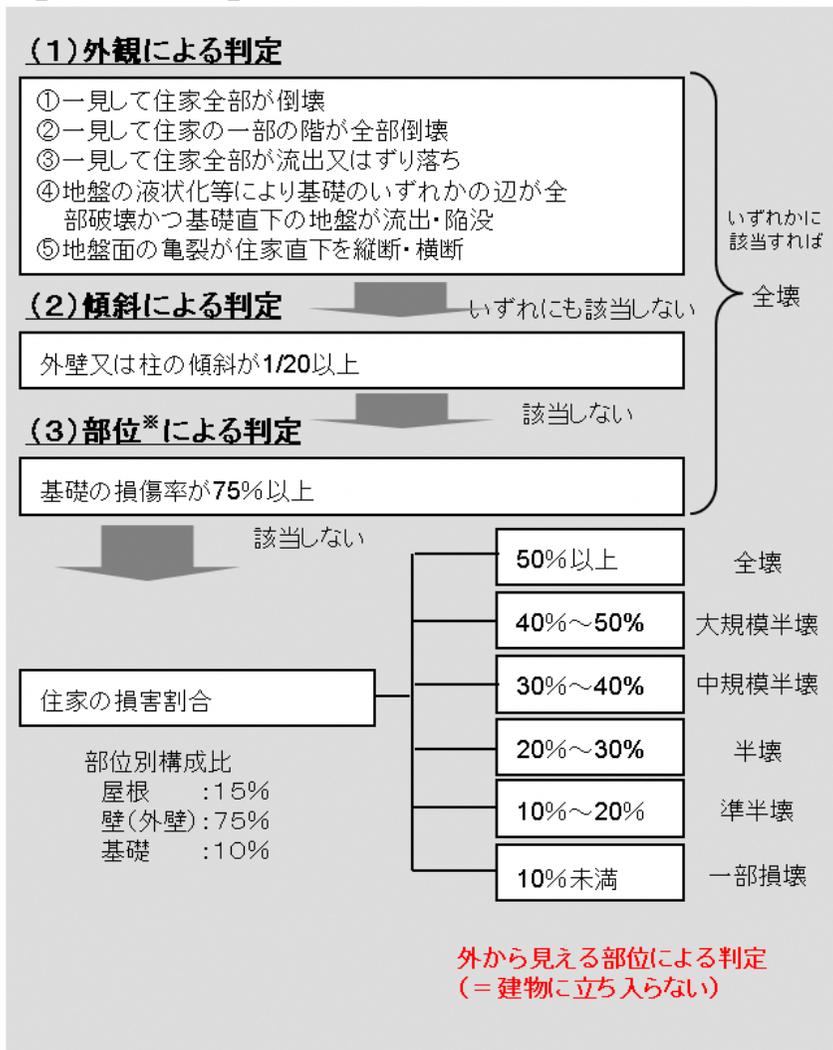
■ 災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当））

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない （一部損壊）
損害基準判定 （住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

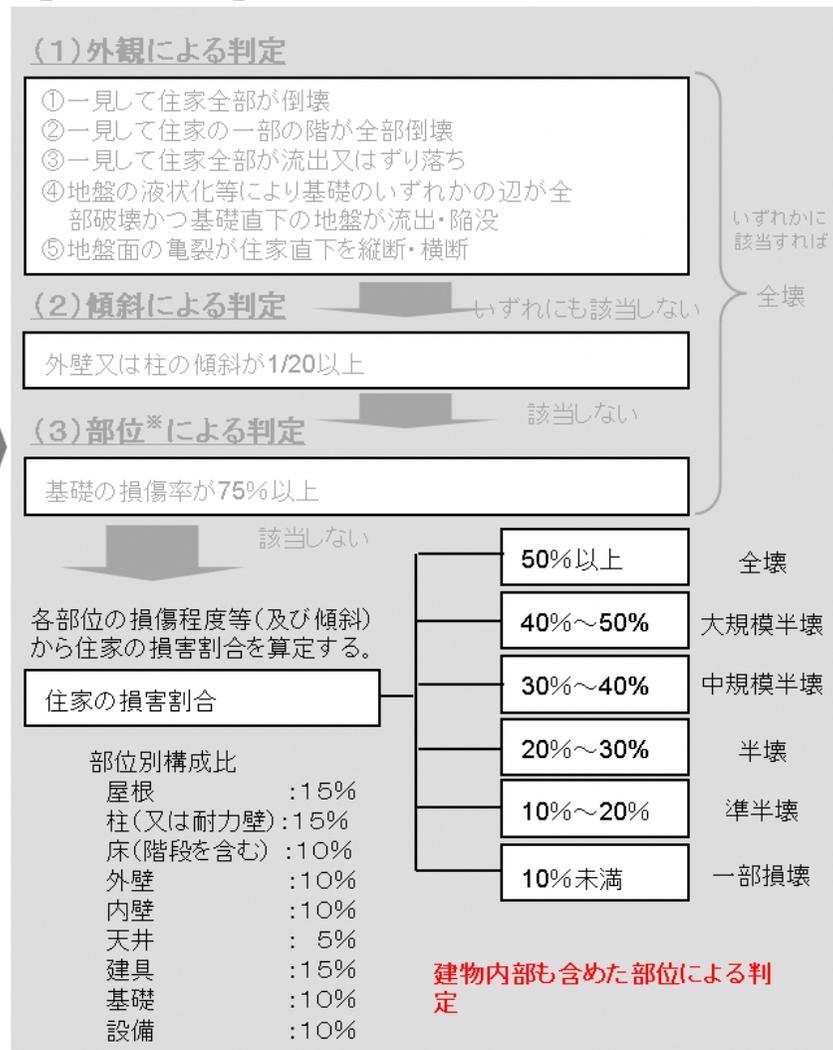
災害に係る住家の被害認定におけるフロー:(例)

木造・プレハブ 【地震による被害の例】

【第1次調査】



【第2次調査】 ※第2次調査から行う場合もある。



被災者から申請があった場合